

## 令和元年台風第 15 号及び第 19 号観光支援事業費補助金交付要綱

令和元年 11 月 8 日 観参第 741 号

### (通則)

第 1 条 令和元年台風第 15 号及び第 19 号観光支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、その他の法令及び関係通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

### (目的)

第 2 条 この補助金は、令和元年台風第 15 号及び第 19 号により落ち込んだ旅行需要を早期に回復及び喚起するため、当該台風に際して災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）適用対象地域となった市区町村が存する 14 都県（以下「災害救助法適用都県」という。）による地域の観光を支援する事業の実施に要する経費に対し、国が補助金を交付することにより、観光再生を図ることを目的とする。

### (定義)

第 3 条 本要綱における用語は以下のとおりとする。

- 1 令和元年台風第 15 号及び第 19 号観光支援事業費補助金  
実施計画に基づく事業に要する経費のうち災害救助法適用都県が負担する経費に充てるため、国が補助する補助金をいう。
- 2 補助対象者  
この補助金の補助対象者は、災害救助法適用都県とする。
- 3 補助対象事業  
補助対象事業は、実施計画を作成する災害救助法適用都県が実施する別紙 1 に定める事業とする。
- 4 補助対象経費  
補助対象経費は、補助対象事業に要する別紙 2 に掲げる経費のうち災害救助法適用都県が負担する経費とする。

### (交付額)

第 4 条 国土交通大臣は、予算の範囲内において、実施計画に掲げる補助対象事業に要する経費に対し、別紙 3 により算出されている都県ごとの交付限度額以内で交付

する。なお、旅行需要の回復状況等の地域ごとの実情を踏まえ、国土交通大臣は、予算の範囲内において、交付限度額について調整を行うことができるものとする。

(実施計画の作成及び提出等)

第5条 補助金の交付を受けようとする災害救助法適用都県は、次に掲げる事項を記載した実施計画を作成し、当該計画を国土交通大臣に提出するものとする。

- 一 実施計画を作成する都県の名称
- 二 補助対象事業の名称
- 三 補助対象事業の実施期間
- 四 補助対象事業の概要
- 五 不正を防止するための措置
- 六 事業効果
- 七 補助対象事業に要する費用及び補助対象経費
- 八 その他必要な事項

2 災害救助法適用都県は、実施計画に変更が生じた場合には、国土交通大臣に報告するものとする。

3 災害救助法適用都県は、事業実施に伴う効果を検証し、その内容を公表するとともに、国土交通大臣に報告するものとする。

(補助金交付申請)

第6条 適正化法第5条及び適正化法施行令第3条の規定による補助金の交付申請については、補助金の交付を受ける災害救助法適用都県（以下「交付申請者」という。）は、国土交通大臣に対し、別記様式第1による交付申請書に必要な書類を添付して提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請をするに当たっては、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう（以下「消費税等仕入控除税額」という。）。）を減額しなければならない。ただし、補助金交付申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第7条 国土交通大臣は、前条第1項の規定により補助金交付申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、適正化法第6条の規定に基づき交付申請者に補助金の交付決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

第8条 国土交通大臣は、前条の規定による補助金の交付決定を行ったときは、適正化法第8条の規定に基づき、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、別記様式第2による交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 適正化法第9条第1項に規定する補助金交付申請の取下げについて、交付決定を受けた災害救助法適用都県（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、国土交通大臣に別記様式第3による申請取下書を提出するものとする。

(申請の変更)

第10条 補助事業者は、補助金交付の決定の通知を受けた後において、次の各号に掲げる事由により、補助金申請書の交付申請金額を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第4により変更交付申請書を提出するものとする。

- 一 補助対象経費総額の増加
- 二 補助対象事業の内容（ただし、補助対象事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更であると認める場合を除く。）

(交付の変更決定)

第11条 国土交通大臣は、前条の規定により申請の変更があった場合において、その内容を審査し、補助金を変更交付すべきものと認めたときは、補助事業者に補助金の変更交付決定を行うものとする。

(交付の変更決定の通知)

第12条 国土交通大臣は、前条の規定による補助金の変更交付決定を行ったときは、速やかにその変更交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、別記様式第5による変更交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(変更申請の取下げ)

第13条 適正化法第9条第1項に規定する交付申請の取下げについて、変更交付決定を受けた補助事業者は、補助金の変更交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、国土交通大臣に別記様式第6による変更申請取下書を提出するものとする。

(遂行状況報告)

第 14 条 補助事業者は、適正化法第 12 条の規定による遂行状況の報告について、国土交通大臣から要求があった場合は、速やかに別記様式第 7 による遂行状況報告書を提出するものとする。

(補助事業の遂行等の命令)

第 15 条 国土交通大臣は、補助対象事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、適正化法第 13 条第 1 項の規定に基づき、補助事業者はその遂行等を命ずることができる。

2 国土交通大臣は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、適正化法第 13 条第 2 項の規定に基づき、補助対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 16 条 補助事業者は、適正化法第 14 条の規定による実績報告については、事業の完了の日から起算して 1 ヶ月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、国土交通大臣に別記様式第 8 による実績報告書を提出して行うものとする。

2 補助事業者は、補助対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、補助金の交付決定をした日の属する会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに年度終了の実績報告として別記様式第 8 による実績報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 第 6 条第 2 項ただし書に該当する補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助対象事業の補助対象経費から減額して提出しなければならない。

4 第 6 条第 2 項ただし書に該当する補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 9 の消費税等仕入控除税額報告書により速やかに国土交通大臣に提出するとともに、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 17 条 国土交通大臣は、適正化法第 15 条の規定に基づき、補助対象事業に係る報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認

めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に別記様式第 10 による交付額確定通知書を通知するものとする。

(補助金の支払)

第 18 条 大臣は、第 17 条の規定により補助すべき補助金の額を確定した後に、補助事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、別記様式第 11 による補助金支払請求書を国土交通省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第 19 条 国土交通大臣は、報告を受けた補助対象事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第 16 条第 1 項の規定に基づき、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第 20 条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、適正化法第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に基づく国土交通大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 補助事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合

三 補助事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 国土交通大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、適正化法第 18 条第 2 項の規定に基づき、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 国土交通大臣は、前項の返還を命ずる場合（第 1 項第 4 号の場合を除く。）には、適正化法第 19 条第 1 項の規定に基づき、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 国土交通大臣は、補助金等の返還を命じ、これを補助事業者が納期日までに納付しなかったときは、適正化法第 19 条第 2 項の規定に基づき、納期日の翌日から納付

の日までの日数に応じて、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。

- 5 国土交通大臣は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、適正化法第 19 条第 3 項の規定に基づき、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。
- 6 本条の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

#### (補助金の返還命令)

第 21 条 国土交通大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、適正化法第 18 条第 2 項の規定に基づき、当該補助事業者にその額の返還を命じなければならない。

#### (補助金の返還の期限)

第 22 条 適正化法第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定による補助金の返還の期限については、同条第 1 項の場合にあっては、返還の命令がなされた日から 20 日以内とし、同条第 2 項の場合にあっては、返還の命令に付した日とする。

#### (補助金の経理)

第 23 条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

#### (補助対象事業の検査等)

- 第 24 条 国土交通大臣は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第 23 条第 1 項の規定に基づき、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の職員は、別記様式第 12 による立入検査等職員身分証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

#### (間接補助金交付の際付す条件)

- 第 25 条 補助事業者は、補助対象事業を行う市町村、一部事務組合、広域連合及びその他の事業者（以下「間接補助事業者」という。）に補助金を交付するときは、第 9 条から前条までに準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。
- 一 間接補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価又は効用の増

加価額が 50 万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならないこと（国土交通大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

- 二 補助事業者が、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
  - 三 間接補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- 2 補助事業者は、前項により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ承認申請書を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣の承認又は指示を受けなければならない。
  - 3 補助事業者は、第 16 条第 4 項に準じて付した条件及び第 1 項第 2 号で付す条件により間接補助事業者から補助事業者へ財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

（補助金交付の際付す条件）

- 第 26 条 補助事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ承認申請書を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない（国土交通大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- 2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
  - 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（その他必要な事項）

- 第 27 条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和元年 11 月 8 日から施行する。

## 別紙1

### I. 第3条第3項の補助対象事業は以下のとおりとする。

#### 1. 旅行商品代金・宿泊料金の低廉化事業

令和元年台風第15号及び第19号がもたらした被害により、災害救助法の適用を受けた都県内の市区町村のうち、災害に起因するキャンセルが発生している地域（以下「対象地域」という。）の旅行需要を早期に回復及び喚起するため、国内旅行者はもとより国外旅行者も対象とした旅行商品や宿泊に対し、補助事業者が割引に係る費用を支援する事業であり、以下の条件を満たすもの。

- 1 目的地が対象地域の旅行商品（日帰り旅行商品は除く。）もしくは対象地域内の宿泊施設における宿泊を対象とし、旅行代金もしくは宿泊料金が割引されるものであること。
- 2 販売対象者ごとの一人当たりの補助限度額は、別紙4のとおりであること。
- 3 以下により、本事業による旅行需要の喚起効果を最大限発揮するとともに、不正を防止するための措置を講ずること。
  - (1) 対象地域内への外国人旅行者の行き控えを防ぐ観点から、割引総額の少なくとも2割は外国人旅行者向けの支援に充当すること。その際には、多様な国からの集客を促すという観点から海外のオンライン旅行予約サイト及び海外旅行会社の活用を図ること。
  - (2) 本事業の目的である地域の観光支援という観点から、ビジネス目的での本事業の利用を極力排除するべく、法人カードによる決済は不可とする。また、このほかビジネス目的での利用を制限するための措置を講じることとし、旅行商品の割引を中心とすること。
  - (3) 旅行商品及び宿泊の販売に際しては、補助事業であることを明らかにするとともに、本来の価格と割引後の価格（助成後の価格）を明示し、その差額に対し助成があることを消費者が明確に認知できるようにすること。
  - (4) 旅行商品及び宿泊の販売に際しては、利用者が公平に購入可能な販売方法を用いるとともに、対象地域内における多様な旅行商品及び小規模宿泊施設を取り扱っている地場の旅行業者や宿泊事業者（地域の温泉協会や観光協会を含む）の活用を含め、複数の販売方法を用いること。また、旅行商品及び宿泊の販売者が、取引先等の関係者に優先販売することを禁止するとともに、その旨を販売業者の間の契約書で規定すること。
  - (5) その他、地域の実情に応じて、旅行需要の喚起効果の最大限の発揮と不正防止のため、創意工夫を図ること。

#### 2. 代替的交通手段の活用による旅行促進事業



対象地域において、公共交通事業者等が、令和元年台風第 15 号及び第 19 号による被害を受けた地域に発着する代替的交通手段を用意し、かつ正規料金等と比較して低廉な料金を設定した場合に、当該正規料金等との差額を支援する事業であり、以下の条件を満たすもの。

- 1 代替的交通手段の発着が共に災害救助法適用都県内においてなされる旅客の運送を対象とし、運賃等の差額の支援を行う事業であること。
- 2 以下により、本事業による旅行需要の喚起効果を最大限発揮するとともに、不正を防止するための措置を講ずること。
  - (1) 代替的交通手段の提供に際しては、補助事業であることを明らかにするとともに、本来の価格と助成額を明示すること。
  - (2) 代替的交通手段の提供に際しては、提供者が取引先等の関係者に優先販売することを禁止する。
  - (3) その他地域の実情に応じて、旅行需要の喚起効果の最大限の発揮と不正防止のため、創意工夫を図ること。

II. 第 5 条第 3 項の公表及び報告する事項は以下のとおりとする。

1. 販売する旅行商品及び宿泊の内容及び数量並びにその販売時期及び使用可能時期
2. 旅行商品及び宿泊の販売方法とその販売割合その他旅行需要の喚起効果を最大限発揮するとともに、不正を防止するために講じた措置

別紙 2

別表 1

補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊料金割引額</li> <li>・ 旅行商品割引額</li> <li>・ 公共交通運賃割引額</li> <li>・ システム管理費</li> <li>・ 広報宣伝費</li> <li>・ 管理委託費</li> <li>・ その他事業の目的を遂行するために必要であると大臣が認め た経費（事業者の運営費、人件費などの経常経費は対象外）</li> </ul> <p>（注） 地方公共団体の職員の経費は助成の対象としない。</p>
補助額・補助率	<p>1. 旅行商品代金・宿泊料金の低廉化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一泊以上の旅行商品もしくは宿泊を対象に、原則、一人泊当 たり上限 5,000 円の割引（宿泊費がこの額を下回る場合は、宿 泊費を限度とする）</li> </ul> <p>2. 代替的交通手段の活用による旅行促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正規料金との差額として上限 40%</li> </ul>

別表 2

補助限度額	2, 4 4 6, 7 4 8 千円
-------	--------------------

別表 3

経費率	1. 0 9
-----	--------

## 別紙3

(千円)

都県	交付限度額
岩手県	45,732
宮城県	162,781
福島県	352,219
茨城県	135,982
栃木県	136,100
群馬県	161,000
埼玉県	95,726
千葉県	462,712
東京都	50,420
神奈川県	234,085
新潟県	25,588
山梨県	139,797
長野県	437,774
静岡県	6,832

別紙 4

(円)

販売対象者	補助限度額
日本人旅行者	15,000
外国人旅行者	50,000